平成２９年（フ）第１５８６号
名古屋市中川区江松３丁目1101番地　江松荘504号
債務者　宮下　美保
1　決定年月日時　平成29年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４０９号
熊本県上益城郡甲佐町大字西寒野38番地１
債務者　福田　容子
1　決定年月日時　平成29年10月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１７３８号
札幌市白石区北郷４条２丁目11番25号　グリーンハウス203号
債務者　綿谷　優治
1　決定年月日時　平成29年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１８０３号
札幌市東区北34条東９丁目３番７号　ルピナス34―301号
債務者　小西　祥太
1　決定年月日時　平成29年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１８２１号
札幌市白石区本郷通６丁目北４番８号　ＩＳＥＩハイム102号
債務者　山田　美香
1　決定年月日時　平成29年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１８４５号
札幌市西区八軒６条東３丁目３番11―203号
債務者　岩間　理恵（旧姓石岡・成田）
1　決定年月日時　平成29年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１８８５号
札幌市西区山の手１条２丁目２番17号
債務者　熊谷由美子
1　決定年月日時　平成29年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２９９号
盛岡市本宮６丁目36番27―302号、旧住所岩手県大船渡市立根町字上ノ台58番地４
債務者　伊藤　美優（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成29年10月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第２００号
群馬県渋川市中村779番地１　シャルム　101
債務者　小柳　泰志
1　決定年月日時　平成29年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第２０１号
群馬県渋川市中村779番地１　シャルム　101
債務者　小柳　利恵
1　決定年月日時　平成29年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第２２６号
群馬県前橋市朝倉町２丁目36番地１　コヤハイツ　Ｂ―１号
債務者　堀口　輝人
1　決定年月日時　平成29年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第２３７号
群馬県吾妻郡草津町大字草津10番地１
債務者　直井　　桂
1　決定年月日時　平成29年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第２５１号
群馬県前橋市富士見町原之郷1606番地１　パールハイツＣ　102号
債務者　渡邉　秋奈（旧姓山崎）
1　決定年月日時　平成29年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第４０３号
相模原市南区南台１丁目３番８号　南台ホワイトハイツ303号室
債務者　奈良　澄枝
1　決定年月日時　平成29年10月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第４０７号
相模原市南区鵜野森３丁目45番５号　アップルハイツ102号
債務者　三浦　久義
1　決定年月日時　平成29年10月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第４１０号
相模原市中央区青葉１丁目５番12号　セリーハイツ205
債務者　渡邊　安子
1　決定年月日時　平成29年10月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第４１３号
神奈川県座間市相武台２丁目40番９―110号　フレグランス相武台
債務者　小澤富貴子（旧姓村松）
1　決定年月日時　平成29年10月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで　横浜地方裁判所相模原支部